

岡山市水道事業等の事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査のための客観的
審査事項に関する特例要領

平成11年5月1日
市水道局管理規程第7号

岡山市水道事業等の事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査の特例に関する規程
(昭和61年岡山市水道局管理規程第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5及び
第167条の11の規定に基づき、岡山市水道局が発注する建設工事(建設業法(昭和
24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)における
一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する中小企業等協同
組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「組合」という。)に
ついて、岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程(昭和62年岡
山市水道局管理規程第2号。以下「審査等に関する規程」という。)第3条第1項に規定
する総合評価値算出の特例を定めるものとする。

(適用組合の要件)

第2条 この要領による特例の適用を受けられる組合は、審査等に関する規程第
5条第1項及び第2項の規定により資格を有すると認められる組合で、次の各号のい
ずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けた主たる営
業所(以下「主たる営業所」という。)を岡山市内に有すること。
- (2) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明(以下「適格組合証明」という。)を受け
ていること。

(審査対象事業者)

第3条 この要領における審査対象事業者とは、組合がこの要領による特例の適用を受け
るために申請する建設工事の種類ごとに、次の各号のすべてに該当する組合員の中から
選出した10以内の法人又は個人の事業者をいう。

- (1) 組合員又は組合員である法人の役員が組合の理事であること。

- (2) 主たる営業所を岡山市内に有すること。
- (3) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により許可を受けていること。
- (4) 建設業法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の規定による経営事項審査 (以下「経営事項審査」という。) を受けていること。
- (5) 審査等に関する規程第 5 条第 2 項の規定により , 有資格者名簿に登載されていること。
- (6) 申請する組合と同一種類の建設工事に係る業種に区分され , 併せて同一格付内における順位が定められていること。

(申請)

第 4 条 この要領による特例の適用を受けようとする組合は , 事業協同組合特例申請書(様式) に次に掲げる書類を添付して水道事業管理者 (以下「管理者」という。) に提出しなければならない。

- (1) 適格組合証明の写し
- (2) 組合の定款
- (3) 組合の役員名簿
- (4) 組合員名簿
- (5) 組合の建設工事の施工体制等を定めた書類
- (6) 審査対象事業者が許可を受けていることを証する書類
- (7) 組合及び審査対象事業者の建設業法施行規則 (昭和 2 4 年建設省令第 1 4 号。以下「規則」という。) 第 2 1 条の 4 に規定する通知書 (以下「総合評定値通知書」という。) の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか , 管理者が特に必要と認める書類

(特例計算方法)

第 5 条 前条の規定により申請のあった組合に係る総合評定値は , 次に定めるところにより算出するものとする。

- (1) 経営規模
 - ア 工事種別年間平均完成工事高 審査対象事業者の合計額
 - イ 自己資本額 審査対象事業者の合計額

ウ 利益額 審査対象事業者の合計額

(2) 経営状況 審査対象事業者の評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した点数)

(3) 技術力

ア 技術職員数(業種別) 審査対象事業者の合計

イ 元請完成工事高(業種別) 審査対象事業者の合計

(4) 社会性等の審査項目 審査対象事業者の評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した点数)

(変更の届出)

第6条 次の各号のいずれかに該当することとなったときは、組合は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 第2条及び第3条の要件に変動があったとき。

(2) 適格組合証明の取消し又は更新を受けたとき。

(3) 組合の役員及び組合員に変動があったとき。

(4) 審査対象事業者が不渡手形又は不渡小切手の発行による銀行当座取引の停止があったとき。

(5) 審査対象事業者が民事再生法、会社更生法等の申請をしたとき。

2 管理者は、前項の規定による届出により必要があると認めるときは、前条の規定により決定した特例経営事項評価点数を変更することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、特例計算に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

1 この要領は、公布の日から施行する。

2 この要領による改正後の事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査のための客観的審査に関する特例要領は、平成11年4月1日から平成11年5月20日までに提出された特例適用の申請に係るものから適用する。

附 則(平成13年市水道局管理規程第8号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の岡山市水道事業等の事業協同組合に係る競争入札参加資格及

び審査のための客観的審査事項に関する特例要領の規定は，平成13年4月1日から平成13年5月21日までに提出された特例適用の申請にかぎり適用する。

附 則（平成13年市水道局管理規程第18号）

この規程は，公布の日から施行する。

附 則（平成21年市水道局管理規程第32号）

この規程は，平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年市水道局管理規程第7号）

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

様式(第4条関係)

年 月 日

事業協同組合特例申請書

岡山市水道事業管理者

様

(申請者)

住所

組合名

代表者氏名

印

平成 年度岡山市水道局建設工事の競争入札の参加資格について、岡山市水道事業等の事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査のための客観的審査事項に関する特例要領(平成11年市水道局管理規程第7号)の適用を受けたいので、同要領第4条に規定する別紙書類一式を添付して下記のとおり申請します。

記

1 申請する建設工事の種類

2 審査対象事業者名